

## 5

### キクユの土地保有

はやし こう じ  
林 晃 史

はじめに

出典 『アジア経済』第11巻第2号  
1970年2月

- I キクユ族の土地保有についての研究史
- II キクユ族と土地【一部略】
- III キクユ族の定着の歴史【略】
- IV キクユ族の土地保有
- V まとめ

はじめに

現在ケニアで行なわれている農業改革は、内容的に大別して二つある。第1は「100万エーカー入植計画 (One Million Acre Settlement Scheme)」<sup>(1)</sup>と呼ばれるもので、ホワイト・ハイランド (白人入植地) 約750万エーカーのうち、独立を目前にしてケニアを引き上げた白人入植者の土地100万エーカーを政府が買い上げ、その土地を再分割してアフリカ人を再入植させるものである。この計画の目的は二つあり、一つは旧白人農業労働者およびスクオッター (squatter)<sup>(2)</sup>を中心に入植させ自作農を育成しようとするLow Density Schemeであり、他は都市の失業者を救済する目的をもつHigh Density Schemeである<sup>(3)</sup>。この入植計画は1962年7月から5カ年計画ではじまり、

1967年6月ほぼ再分割入植が完了したが、引続き新たに40万エーカーの入植<sup>(4)</sup>が続行中である。

第2は「土地調整および登記 (Land Consolidation and Registration)」<sup>(5)</sup>と呼ばれるもので、アフリカ人地域の個々の土地の交換分合を行ない、登記をさせて土地の所有権を確立させようとするものであり、1953年のスウィナートン・プラン (Swynnerton Plan)<sup>(6)</sup>によって、その基本方針が示され、キクユ (Kikuyu) 族の住むキクユランドを中心にその他の部族の土地でも現在その作業が続行中であるが、白人入植地に比べて、改革の基礎となる農業統計等の調査のほとんどなされていないアフリカ人地域——部族ごとに異なる慣習法の複雑さのために植民地当局も容易に手がつけられなかった——であるため、その作業はなかなかはかどらない状態にある。

ところで、本論文では、上述した二つの農業改革のうち後者、すなわち「土地調整および登記」が行なわれたアフリカ人地域の改革着手前の土地保有形態をみることによって、一般にアフリカでは部族共同体的土地保有といわれているものの実態を明らかにし、ついで、この改革によって確立した土地の私的所有権のもつ意義——この意義については政策主体側の意図と政策対象者にとっての意義が考察されなければならない——を明らかにしたい。

ここではケニアの諸部族の中でも、従来比較的調査が行なわれており、またこの改革の対象の中心地でもあるキクユ族をとりあげることにする。

本論文の構成は以下のとおりである。

Iでキクユ族の土地保有についての研究史(植民地政府による調査も含める)について概観する。

IIでは、キクユランドの地勢およびそれによって規制されているキクユ族の生活形態、農業について述べる。

IIIでは、キクユ族が現在の土地にいつ移動してき、またいかにして土地を獲得していったかについて、伝説、口承等に基づく研究によって明らかにする。

IVでは、キクユ族の土地保有の実態および、ヨーロッパ人によってキクユ

族の「小作制度 (Tenant System)」と呼ばれているものの内容、相続制度について考察する。

Vでは、最初の設問——(1)アフリカにおける部族共同体的土地保有と呼ばれるものの実態はなにか、(2)農業改革の意義はなにか——にかえて、しめくりをつけてみたい。

## I キクユ族の土地保有についての研究史

ブラック・アフリカの他の諸部族と同様、キクユ族も文字をもたない。したがって、過去におけるキクユ族の移動や定着、また土地保有について調べる場合、口承、伝説または調査時点での聴取り、見聞によるほかはない。

その意味から、19世紀中葉から末期にかけての、東アフリカ内陸にはいり込んだ探検家や伝道師の残した記録は、当時のキクユ族の状態を知るうえで一つの重要な手がかりとなる。

ヨーロッパ人で最初にキクユ族に接したのは、ドイツ人宣教師クラップ (J. L. Krapf) であり、1848～49年にタナ (Tana) 河に達した<sup>(1)</sup>。ついで1883年にはフィッシャー (G. A. Fisher)<sup>(2)</sup>が、1885年にはトムソン (J. Thomson)<sup>(3)</sup>がキクユランドを通過してマサイ (Masai) 族の土地に達している。しかし、以上の記録はカンバ (Kamba) 族、マサイ族に関心が払われているが、キクユ族を直接対象としたものではない。1888年には帝国イギリス東アフリカ会社 (Imperial British East Africa Company) に東アフリカ開発の特許状が与えられ、1890年にはルガード卿 (F. D. Lugard)<sup>(4)</sup>がゴング・バガス (Ngong Bagas) にキャラバン基地を建設する目的で海岸のモンバサ (Mombasa) を発ち内陸に向かったが、けっきょく目的地に達せずキアンブ (Kiambu) のダゴレットィ (Dagoretti) に基地を建設した。1891年、基地は廃され、同年、カベテ (Kabete) 近くにフォート・スミス (Fort Smith) がイギリス政府の基地として造られた。また1901年にはフォート・ホール (Fort Hall) が造られ、1906年のエン

ブ (Embu) 地方調査の結果、1908年にはメルー (Meru) に基地が建設された。

一方、これらと並行して宣教活動もキクユランドで行なわれた<sup>(5)</sup>。すなわち、プロテスタント系としては、Church Missionary Society, Church of Scotland Mission, Methodist Missionary Society, Africa Inland Mission, Gospel Missionary Society and Salvation Armyの各派、カソリック系としてはMission of the Consolata and the Holy Ghost Missionが布教に従事した。

以上の探検家や宣教師の記録は当時のキクユ族の状態を知る唯一の手がかりであるが、土地保有そのものを直接あつかってはいない。

キクユ族の土地保有に関する最初の報告は1915年のダングス (C. Dundas) の“The Organization and Laws of Some Bantu Tribes in East Africa” (*Journal of Royal Anthropology*, 1915, pp. 234-306) で、キクユ族、サラカ (Tharaka) 族、カンバ族についてふれている。ついで1917年、ビーチ (M. W. H. Beech) が“The Kikuyu System of Land Tenure” (*Journal of the African Society*, Vol. 17, 1917, pp. 46-59, 136-144) を発表し、キクユ族の土地保有形態について、いくつかの重要な事実を指摘した。

1929年11月にマックスウェル (G. V. Maxwell, 当時原住民省長官) を委員長に政府によって任命された委員会は、翌年*Native Land Tenure in Kikuyu Province* (通称, Maxwell Report と呼ばれる) を提出し、キクユ族の土地保有の単位がギサカ (githaka) 制度と呼ばれるものであることを明らかにした。この報告書はその後のキクユ族の土地保有についての基本的文献となった。

第1次世界大戦後、ケニアへの白人入植者は増え、かれらの入植地を確定する必要から全国的に土地調査を行なった。その結果、1934年に、各1000ページ前後、3巻 (evidenceとして別巻1を含む) からなる膨大な報告書*Report of the Kenya Land Commission*, cmd. 4556, 3 Vols. (Nairobi, 1934) が発表された。そのうち第1巻はキクユ族、カンバ族をあつかい、それには多くのアフリカ人からの聴取り、探検家や宣教師の記録をもとにして部族の土地保有

を明らかにした。

1938年、当時ロンドン大学のマリノフスキー (Malinovski) 教授の下で、文化人類学を専攻していたケニヤッタ (J. Kenyatta, 現ケニア大統領) は、出身部族であるキクユ族の社会組織についての著書 *Facing Mt. Kenya* (London, Secker & Warburg, 1938) を発表し、この中でキクユの土地保有について言及した。

1950年、ランバート (H. E. Lambert) はキクユ族の移動と定着に関する研究 *The System of Land Tenure in the Kikuyu Land Unit* (University of Cape Town, 1950) を発表した。これは口承、伝説を丹念にひろって、それを手がかりにキクユ族の移動を跡づけ、キクユランドの中におけるキアンプとフォート・ホール、ニエリにおける土地獲得の相違を明らかにしている。

また、父が宣教師で幼い時からキクユ族の中で育ったリーキー (L. S. B. Leakey) は、後年考古学に転身していったが、1940～50年代にはキクユ族の社会生活に興味をもち、いくつかの社会人類学的論文を発表しているが<sup>(6)</sup>、その中でマウマウ (Mau Mau) 事件と土地問題の関連を論じた著書 *Mau Mau and the Kikuyu* (London, Methuen, 1952) でキクユ族と土地保有にふれている。

1953年、ロンドンの国際アフリカ協会 (International African Institute) の *Ethnographic Survey of Africa* シリーズの東部および中央アフリカ第5分冊としてミッドルトン (J. Middleton) とケルショウ (G. Kershaw) によって *The Kikuyu and the Kamba of Kenya* が刊行された。これは従来の記録および調査報告を整理したものである。

独立後の研究としては、フィッシャー (J. M. Fisher) 女史の *The Anatomy of the Kikuyu, Domesticity and Husbandry* (London, Dept. of Technical Cooperation, 1964) とソレンソン (M. P. K. Sorrenson) の *Land Reform in the Kikuyu Country* (Oxford University Press, 1967) があるが、前者がキクユ族の社会生活の全般的研究 (その一項目として土地所有に言及している) であるのに対し、後者はアフリカ人地域の土地改革をおもに政策的側面から追求

している。

また、ごく最近、テイラー (D. R. F. Taylor) がキクユランドにおける植民地化以前および以後の農業発展を論じた論文“*Agricultural change in Kikuyuland*” (*Environment and Land Use in Africa*, ed. by M. F. Thomas & G. W. Whittington, London, Methuen & Co., Ltd., 1969) の中で、伝統的農業制度の項で土地保有について言及している。

以上が、キクユ族の土地保有に関する研究史の概略であるが、以下、これらの研究成果に基づいてキクユの定着の歴史と土地保有形態を明らかにしていきたい。

## II キクユ族と土地<sup>(1)</sup>

キクユランドは南北約160キロメートル、東西約45キロメートルのほぼ長方形で、北はケニア山、西はアバデア (Aberdare) 山塊およびキクユ・エスカープメント (リフトヴァレー〈Rift Valley〉の東側エスカープメント)、南はゴングヒル (Ngong Hill) およびマサイランド、東はアティ (Athi) およびムベレ (Mbere) 平原に囲まれている。行政的には、ケニア中部州 (Central Province) にあり、キアンブ (Kiambu)、フォート・ホール (Fort Hall)、ニエリ (Nyeri) の3郡 (District) からなり合計面積は5270平方キロである。その内訳は、最南端のキアンブは1898平方キロ、中央のフォート・ホールは1825平方キロ、北西のニエリは1547平方キロである (第1図【略】および第2図【略】参照)。そして、1948年および1962年の人口調査<sup>(2)</sup>による人口および人口密度は以下のとおりである。

キクユランドはケニア山、アバデア山塊を除いて、高度1500~2400メートルにまたがっている。雨量は高度によって異なるが、年間480ミリから960ミリで、おもに3月から6月にかけての大雨期、10月から11月にかけての小雨期に集中して降る。キクユランドは全体として土壤は肥沃で、深い赤土(ラテ

	1948年		1962年	
	人口 (人)	人口密度 (人/平方キロ)	人口 (人)	人口密度 (人/平方キロ)
フォート・ホール	300,355	164.5	344,854	188.9
キアンブ	251,884	132.7	404,924	213.3
ニエリ	179,956	116.3	254,566	164.5
合 計	732,200		1,006,344	

ライト), 火山の凝灰岩, また, かつてこの地方をおおっていた密生林の腐植土からなっており, 高度, 適度の雨量, 肥沃度が, この地方を土地集約的農業と高い人口密度を可能にしている。一般的に, キクユランドでは, アバデア山塊の東および北東側に派生する多くの河によって深くえぐられ, それらの河はほとんどタナ河に合流している。

キクユ族の村落形態は散村であり, 社会の基本単位は個々の核家族である。一つのhomestead (mucii) は, 戸主の家屋 (thingira, 来客用にも使われる), 妻の家屋 (nyumba), 一つあるいは二つの穀物倉庫 (ikumbi) からなっており, その周囲は野獣から家畜を守るための柵で囲まれている。もし一夫多妻の場合, 各妻はそれぞれの家屋と穀物倉庫を別々にもっている。このhomesteadは通常丘の上部にあり, 丘の斜面は畑地となっている。

バンツウの典型として, キクユ族も混合農業 (mixed farming) を行なっており, 牛, 山羊の放牧とともに農耕を行なっている。しかし, これらの家畜はおもに儀式用あるいは社会的目的 (たとえば花嫁代償として) のために飼われている。もちろん, 近年は食肉用また搾乳のために移りつつある。

キクユ族の伝統的作物としてはソーガム, ミレット, 豆, pigeon pea, さつまいも, バナナ, 砂糖キビ, ヤムがあり, 近年は換金作物としてメイズ, コーヒーの栽培が普及しつつある。穀物, 豆, さつまいもは丘の頂上の平地で栽培され, 混栽されており, pigeon peaは, 通常畑地の境界に沿って植えられ, 砂糖キビやヤムのような作物は谷間に近い湿地に植えられている。

男女間の分業は画然と分かれており, 開墾や家屋の建築等は男の仕事であ

り、女は播種、除草、収穫等を行なっている<sup>(3)</sup>。妻はそれぞれ自分の畑を管理し、子供の養育にあたった。後述する平等の原理から、妻は種々の土地——丘の上とか谷底の土地——を耕作し、そこに各種の作物を栽培している。このようにして、キクユ族の土地は細分され、さらに細分化はキクユ族の相続制度（後述）によって助長された。

耕地はキクユ族の伝統的耕作形態である焼畑耕作 (shifting cultivation) によっていっそう制限され、耕地は数年たつと自然の回復を待つために休閑地となり、休閑地は主として放牧用に使われる。

### III キクユ族の定着の歴史【略】

## IV キクユ族の土地保有

### 1. ギサカ (Githaka, pl. Ithaka) 制度

キクユ族の社会や土地保有を理解するうえに非常に重要な位置を占めるのがムバリ (mbari) である。まず、マックスウェル・リポートおよびケニヤッタがムバリをどう定義しているかみてみよう。

mbari=A sub-unit of a clan, i. e., a sub-clan or a sub-sub-clan  
(Maxwell Report, p. 15)

mbare=Family group, clan or sub-clan (J. Kenyatta, *op. cit.*, p. 322)

すなわち、ムバリはリネエジ、またはsub-clanであり、その構成員は数十人のものから、数千人のものにわたるとい<sup>(1)</sup>。1934年の土地委員会報告書によると、109のムバリのうち、その構成員数別の内訳は以下のとおりである<sup>(2)</sup>。

	1	101	201	301	401	501	601	701	801	901	1001	2001
構成員数												
	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	2000	以上
ムバリ数	12	19	13	12	11	9	4	3	8	8	5	5



ムバリは祖先を同一にする血縁集団であるという<sup>(3)</sup>。

このムバリによって所有されている土地をギサカと呼ぶが、ギサカの起源は、祖先がIIIで述べたAathiからの移譲によって、また新たな開墾によって手に入れた土地であり、起源としては私的なものであった。それが子孫の増加とともにムバリの共有地になっていった。したがって、土地所有権はムバリの創設者に帰属しており、創設者はムラマチ (muramati) と呼ばれ、創設者の死によって、土地の所有権は息子たちに移り、その際、息子たちは母親によって耕作されていた土地を等分に分け与えられた（この相続に関しては後述）。一方、ギサカに対する権限（ムラマチの地位）は、唯1人の後継者、通常第1子に移った。ムラマチはギサカ内の土地を再配分する権限をもち、「小作人」（後述）のはいり込むことへの拒否権、<sup>よきもの</sup>他者（当該ギサカ成員外者）への土地の譲渡への拒否権をもっていた。だが、ムラマチの土地の相続分も弟のそれと同じ広さのものであった。通常、土地権をもつものが、他者に土地を譲渡しようとする場合、ムバリの年齢階層のうち、最上位のものからなるキアマ (Kiama, 長老会議) にはからねばならなかったが、キアマが反対してもムラマチが同意すれば土地は譲渡することができた。だが、ムバリの成員以外に土地を売るとは禁じられていた。

## 2. 小作制度 (Tenant System)

マックスウェル・リポートによると、ムバリ成員外者の土地耕作権取得の形態として、以下の4形態を認めている<sup>(4)</sup>。

- (1) ムグリ (Muguri)。
- (2) ムホイ (Muhoi)。
- (3) ムソニ (Muthoni)。
- (4) ムシアルア (Muciarua)。

(1)ムグリは家畜を抵当に耕作権を与えられるが、土地所有者の一存で、いつでも返還要求が行なわれえた。ムグリはその土地を第三者に貸すことはで

きないが、ムグリの権利は相続できた。

(2)ムホイは、友情に基づいて、無償で、一時的に耕作権が与えられたが、その際、多年性の作物は栽培できず、所有者に対しては、ただ酒や「初穂の貢物 (first fruits)」のみをおさめた。

(3)ムソニは家屋を建てる権利を与えられているもので、多くの場合、前述のムグリとムホイがムソニの権利を与えられていた。

以上の3形態が契約に基づくものであるのに対し、(4)のムシアルアは身分関係に基づくものである。すなわち、ムシアルアは、他者で、富者に使用されている間に、妻と土地を与えられ、その子供がムバリの成員となっていくというケースである。

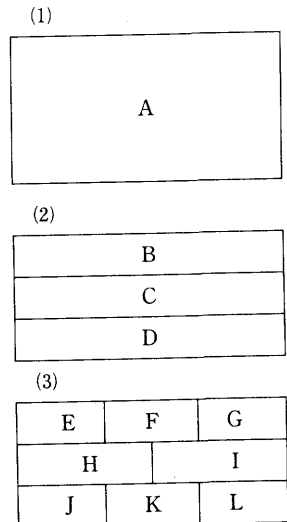
ただし上記四つの「小作人」を使用しうるのはムエネ・ギサカ (mwene githaka, ギサカの所有者、つまりムラマチ) だけであった。

### 3. 相 続<sup>(5)</sup>

ギサカの相続は以下のように行なわれた。

Aのムバリのギサカ (githaka kia mbari ya A) (第3図(1))は、Aの死によって、息子たちB, C, Dに均等に配分され (第3図(2))、その際、通常Aの長子であるBがムラマチとなった。しかし、Bがムラマチとなっても、このギサカの名称はgithaka kia mbari ya Aであり、githaka kia mbari ya Bにはならなかった。さらに、B, C, Dの死後には、ギサカは、それぞれの息子たちE, F, G, H, I, J, K, Lに均等に配分され (第3図(3))、Bの長子であるEがムラマチとなった。そして、ここでもギサ

第3図



カは共通の祖先であるAのギサカの名称がもちいられた。

このように、ムバリ内においては、ギサカは男子に均分相続され、女子には相続権がなかった。また、世代を重ねるごとに細分化されていったが、ギサカの名称としては、共通の祖先の名が最後まで残り、もしもAムバリの成員であるXが、Aムバリを出て、未開墾地を新たに開墾してムバリをつくった場合、Xムバリのギサカ (githaka kia mbari ya X) の名称が与えられた。

## V まとめ

III, IVで、キクユの定着の歴史と土地保有制について述べてきたが、ここでは最初の二つの設問——(1)アフリカにおける部族共同体的土地保有とはなにか、(2)ケニアのアフリカ人地域の土地改革のもつ意義(政策主体側の意図と政策対象者にとっての意義)はなにか——に答えるかたちで、この章をしめくくってみたい。

アフリカの諸部族組織の分類として、古典的意義をもつM・フォーテス (Fortes) とE・プリッチャード (Pritchard) の分類<sup>(1)</sup>によると、部族を、(1)中央集権的な政治組織をもつ部族と、(2)中央集権的な政治組織をもたない部族に分けているが、東アフリカの諸部族を中心に分類を行なったL・メイアー (Mair) による<sup>(2)</sup>と、上記の2分類の他に、もう一つ年齢集団による組織 (age-organization) を区別している。そして、この年齢集団組織による部族の一つとして、キクユ族を位置づけている。そして、土地保有に関する限り、キクユ族の場合バガンダ (Baganda) 族 (ウガンダの一部族) のマイロ・ランド (Mailo Land) のような、中央集権的な王による土地保有は存在しなかった。土地に関する同じ慣習 (ギサカ制度) が、キクユランド全体に拡大していたことは確かであるが、土地保有はリネエジによって結びつけられているムバリが単位であり、いわゆる部族共同体的土地保有と呼ばれるものはなかった。

さらに、クラン (muhiriga, pl. mihiriga) も土地保有の単位ではなかった。

J・ケニヤッタによって、九つのクラン（前記伝説による9人の娘の子孫として、(1)Acheera, (2)Agachiko, (3)Airimo, (4)Amboi, (5)Angare, (6)Anjiro, (7)Angoi, (8)Ethaga, (9)Aitherandoをあげている）が指摘され<sup>(3)</sup>ながらも、キクユ族の成員は、クラン意識よりもムバリへの帰属意識が強かった。ムバリは祖先を同じくする血縁集団であることは前述したが、ムバリは「小作制度」を通して、他のムバリの成員が一部混在しているとは言うものの、相続の点で、ムバリの成員と非成員とは明確に区別されていた。

つぎに第2の設問に移ろう。

第1に、この土地改革によって、ムバリ成員のもつ、細分化され、かつ分散した土地を交換分合によって集中化し、労働および土地生産性を高める効果をねらったこと。

第2に、ムラマチのもつ土地配分権を、政府に移譲させ、ムバリ成員の土地不足に対する不満を土地私有権の付与というかたちで緩和させたことである。

第1の点は、生産力の問題であるが、第2点は、まさに生産関係の変革である。すなわち、植民地政府の政策を、ほぼそのまま踏襲した現ケニヤッタ政権は、ムバリ成員の土地不足に対する不満を、土地の私的所有による生産力の向上という点にすりかえ、同時に、それはムラマチの従来の特権をとりあげるといふムラマチの犠牲の上に立って行なったのが、今回の土地改革の本質であるということができるとは思えないだろうか。〔追記：本論文は、ケニアの農業改革のうち、アフリカ人地域の「土地調整および登記」の分析に先だつ、改革前のアフリカ人土地保有についてのこれまでの研究の整理という点に力点を置いた。したがって、改革そのものの分析もなしに上記の結論を出すのはやや早急かもしれないが、今後の研究の分析視角として考えていきたい。〕

〔注〕

はじめに

(1) C. P. R. Nottidge and J. R. Goldsack, *The Million Acre Settlement Scheme*

1962-66 (the Dept. of Settlement, Govt. of Kenya, n. d.).

- (2) スクオッターはホワイト・ハイランドの形成によって、土地を追われたキクユ族で、白人入植地内の居住が禁止されたにもかかわらず、不法にハイランド内に定着しつづけた。
- (3) Low Density Schemeにおいては、農家1戸当たり所有面積は15~70エーカーであり、目標年収入額は、100ポンド（自家消費分を除く）であり、High Density Schemeでは、入植農家1戸当たり面積は7~50エーカーであり、目標年収入額は25~70ポンド（自家消費分を除く）である。
- (4) ハランベ-計画 (Harambee Scheme) と呼ばれる。
- (5) L. H. Kolbe and S. J. Fouche, *Land Consolidation and Farm Planning in Central Province* (Ministry of Agriculture, n. d.). Government of Kenya, *Report of the Mission on Land Consolidation and Registration in Kenya* (Nairobi, 1966).
- (6) R. J. M. Swynnerton, *Plan to Intensify the Development of African Agriculture in Kenya* (Govt. of Kenya, Nairobi, 1954).

## I

- (1) J. L. Krapf, *Travels Researches and Missionary Labours, during an Eighteen Years' Residence in Eastern Africa* (London, Trübner, 1860).
- (2) G. A. Fisher, *Das Masailand* (Hamburg, 1885).
- (3) J. Thomson, *Through Masailand* (London, 1885).
- (4) F. D. Lugard, *The Rise of our East African Empire*, 2 vols. (Edinburgh, London, 1893).
- (5) 東アフリカのキリスト教の布教についてはR. Oliver, *The Missionary Factor in East Africa* (London, 1952).
- (6) リーキー博士のキクユ族に関する論文としてはその他以下のものがある。

“The Kikuyu Problem of the Initiation of Girls,” *Journal of Royal Anthropology* (1931), pp. 277~285.

“Some Aspects of the Kikuyu Tribe,” *Man*, 34, 72 (1934).

“Some Problems Arising from the Part Played by Goats and Sheep in the Social Life of the Akikuyu,” *Journal of African Society*, 33, 130 (1934), pp. 70-79.

*Defeating Mau Mau* (London, Methuen, 1954).

“New Ways for the Kikuyu,” *Manchester Guardian* (4 Dec. 1956).

## II

- (1) 第II節に関しては、おもにL. S. B. Leakey, *Mau Mau and the Kikuyu* (London, 1954); J. M. Fisher, *The Anatomy of Kikuyu, Domesticity and Husbandry* (London, Dept. of Technical Co-operation, 1964); M. P. K.

Sorrenson, *Land Refom in the Kikuyu Country* (Oxford University Press, 1967)によった。

- (2) *East African Census 1948*およびW. T. W. Morgan and N. M. Shaffer, *Population of Kenya-Density and Distribution* (Oxford University Press, 1966) .
- (3) キクユ族の男女間分業については, J. Middleton and G. Kershaw, *The Kikuyu and Kamba of Kenya* (London, 1953) , pp. 20-21参照。

#### IV

- (1) J. Middleton & G. Kershaw, *op. cit.*, p. 27.
- (2) *Kenya Land Commission Report*, Evidence Vol. 1, pp. 268-375.
- (3) J. Kenyatta, *Facing Mt. Kenya* (London, 1938), p. 235.
- (4) Maxwell Report, pp. 22-27.
- (5) 相続に関しては, J. M. Fisher, *The Anatomy of the Kikuyu, Domesticity and Husbandry* (London, 1964) , pp. 290-292参照。

#### V

- (1) M. Fortes and Evans-Pritchard, *African Political Systems* (London, 1940) , pp. 5-6.
- (2) Lucy Mair, *Primitive Government* (Penguin Books, 1966) , pp. 90-94.
- (3) J. Kenyatta, *op. cit.*, pp. 3-6.

(林晃史／執筆時：アジア経済研究所調査研究部，現：アジア経済研究所調査役)